

農産物の安全性等の確保

農薬等の適正な流通・使用の確保、食品安全GAPの普及・促進、農産物等に含まれる有害物質対策の強化等により、農産物の安全性等を確保。

**食の安全・安心確保交付金 2,702 (2,742) 百万円の内数
165 (155) 百万円**

1 ポイント

農薬等の適正な流通・使用の確保、地域の条件に応じた食品安全GAP（適正農業規範）の策定とこれに基づく産地の取組の推進、硝酸塩等の農産物に含まれる有害物質のリスク管理の徹底、遺伝子組換え農作物の生育実態等の把握、埋設農薬の最終処理の推進等を図ることにより、安全な農産物の供給等を確保。

(1) 農産物の安全性の確保

農薬の適正流通の確保

4 (0)

食品安全GAPの推進

(食の安全・安心確保交付金)

硝酸塩のリスク管理の推進

(食の安全・安心確保交付金)

国産農作物のより一層の安全性を確保するため、農薬の登録を受けていない除草剤の販売者及び都道府県域を越えて展開する農薬販売者について、農薬取締法の遵守状況を点検するとともに、食品安全GAPの策定、野菜中の硝酸塩低減技術の確立・普及などに向けた産地の取組を支援。

(2) 総合的な病害虫・雑草管理（IPM）の推進

総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進

145 (155)

病害虫の防除の推進

(食の安全・安心確保交付金)

農業者が総合的病害虫・雑草管理（IPM）を適切に実践する上で必要不可欠な情報を提供するためのシステム開発並びに環境負荷及び防除コストの低減を図るためのIPM技術の確立を推進。

(3) 遺伝子組換え農作物の生育実態等の調査

16 (0)

遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を適切に把握するため、輸入港やその周辺幹線道路等におけるこぼれ落ちや生育等の実態調査を実施。

(4) 埋設農薬の最終処理の着実な推進

埋設農薬の適切な処理の支援

(食の安全・安心確保交付金)

過去に地中に埋設処理されたBHC、DDT等残留性有機塩素系農薬について、都道府県等が国のガイドラインに沿って行う無害化处理の一層の促進のため、処理計画の策定、新しい処理技術の実証等の取組を支援。

(5) 食品の安全・信頼確保のための研究の拡充・強化

安全で信頼性、機能性が高い食品・農産物供給のための評価・管理技術の開発

844(0)百万円の内数

食品の製造・流通過程における安全性・信頼性を確保するため原産地表示等の高度偽装防止技術等を開発。

2 事業実施主体

- (1) 国、都道府県、農業者団体等
- (2) 都道府県、農業者団体、民間団体等
- (3) 国
- (4) 都道府県、管理組合等
- (5) 独立行政法人、大学、都道府県、民間企業等

3 補助率

- (1) 定額
- (2) 定額
- (4) 定額
- (5) (委託)

〔担当窓口課：消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585（直））
消費・安全局植物防疫課（03-3502-3382（直））〕